

質問書に対する回答

(件名) 関越自動車道 都幾川橋耐震補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	金抜設計書 番号8 落橋防止構造 P1-2602(200)	<p>・都幾川橋の設計図89、101/194及び、数量計算書P.2-59、P.2-194においては、下部工ブラケットのアンカーボルト数量について</p> <p>・上り線A2橋台 下部工ブラケット2基 D51 12本/基 ……計24本</p> <p>・下り線A2橋台 下部工ブラケット2基 D51 12本/基 ……計24本</p> <p>合計48本と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	そのとおりお考え下さい。
2	金抜設計書 番号9 落橋防止構造 P1-2873(300)	<p>・都幾川橋の設計図82、94/194及び、数量計算書P.2-57、P.2-192においては、下部工ブラケットのアンカーボルト数量について</p> <p>・上り線A1橋台 下部工ブラケット2基 D51 12本/基 ……計24本</p> <p>・下り線A1橋台 下部工ブラケット2基 D51 12本/基 ……計24本</p> <p>合計48本と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	そのとおりお考え下さい。
3	金抜設計書 番号11 落橋防止構造 アンカー工 (φ61×L775・水平方向)	<p>・都幾川橋上下線A1橋台及びA2橋台の下部工ブラケットのアンカーボルト削孔数量について</p> <p>・上下線A1橋台 48本</p> <p>・上下線A2橋台 48本</p> <p>合計96本となりますが、金抜き設計書の数量は24本です。どちらの数量で計上すべきかご教示願います。</p>	設計図面に記載の通り、合計96本のうち、72本は支取替工に含まれるため、24本とお考え下さい。
4	金抜設計書 番号18 支取替工 E-1661(827)	<p>・都幾川橋の設計図39、55/194においては、D51のアンカーボルト数量について</p> <p>・上り線A2橋台 「本支取替に含まれる施工 削孔18本 アンカー筋18本」</p> <p>・下り線A2橋台 「本支取替に含まれる施工 削孔18本 アンカー筋18本」</p> <p>と記載してあります。</p> <p>18本の数量について以下の①～③のどちらの考え方が正しいでしょうか。</p> <p>①支取替の1基当たりのアンカーボルト数量。10基の場合10×18=180本となります。</p> <p>②上り線(又は下り線)全体の数量。上り線と下り線を合わせると2×18=36本となります。</p> <p>③単価表_8と11 落橋防止構造に含まれるため、0計上となります。</p>	②にてお考え下さい。

5	<p>金抜設計書 番号27 支承取替工 E-4471 (4419)</p>	<p>・都幾川橋の設計図26、42/194においては、D51のアンカーボルト数量について ・上り線A1橋台 「本支承取替に含まれる施工 削孔18本 アンカー筋18本」 ・下り線A1橋台 「本支承取替に含まれる施工 削孔18本 アンカー筋18本」 と記載してあります。 18本の数量について以下の①～③のどちらの考え方が正しいでしょうか。 ①支承取替の1基当たりのアンカーボルト数量。10基の場合10×18=180本となります。 ②上り線（又は下り線）全体の数量。上り線と下り線を合わせると2×18=36本となります。 ③単価表_9と11 落橋防止構造に含まれるため、0計上となります。</p>	<p>「金抜設計書 番号27支承取替工 E-4471 (4419)」ではなく、「金抜設計書 番号20 支承取替工 E-1760 (1292) A1橋台 (10基)」については、②にてお考え下さい。</p>
6	<p>金抜設計書 番号22、23 支承取替工 E-4027 (3456) E-4027 (4099)</p>	<p>・都幾川橋 上下線 P1橋脚の削孔アンカーの注入材について、都幾川橋の数量計算書 02. 上部工補強工数量計算書P. 2-3には数量が表示されていないが、P. 2-32の計算のように49.74kgを計上すればよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>P1橋脚の削孔アンカーの注入材の数量は49.74kgを想定しております。</p>
7	<p>金抜設計書 番号43 撤去設置工 じゃかご工 φ45cm・ 4.0m・10cm</p>	<p>・既設じゃかご工の鉄線かごを撤去した後の処分については、スクラップ（鉄くず）へビーH1と考えればよろしいでしょうか。異なる場合は処分の名目をご教示願います。</p>	<p>スクラップ（鉄くず）H2を想定しております。</p>
8	<p>金抜設計書 番号46 仮設防護柵工 設置・撤去</p>	<p>・仮設防護柵の材料運搬について、以下のように2箇所に記載があります。 ① 特記仕様書 24-18-2 種別の区分内容においては、「仮設防護柵工に使用する材料の搬入及び返却時の運搬費…を含むものとする」。 そして、24-18-6 支払(1)においても、「仮設防護柵及び目隠し板の…搬入及び返却時の運搬費…を含むものとする」の記載があります。 ② 割掛対象表参考内訳書 【共通仮設費】 仮設材運搬費の内訳においては、仮設防護柵（リース材部）の運搬費用が含まれています。 ①特記仕様書と、②割掛対象表参考内訳書の運搬費は別物と考えて、両方にも計上するのでしょうか。異なる場合はどちらに計上するかご教示願います。</p>	<p>仮設防護柵（リース材）の運搬費用については割掛対象項目を計上するものとお考え下さい。</p>